

立木の伐採等に係る法規制一覧表

区域の種類	規制法令の名称	規制対象となる行為	必要な許認可等
・保安林 ・保安施設地区	・森林法	・木竹の伐採 ・土地の形質の変更 等	知事の許可
・砂防指定地	・砂防法 (都道府県条例)	・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	知事の許可
・ぼた山崩壊防止区域	・地すべり等防止法	・木竹の伐採 ・樹根の採取 等	知事の許可
・地すべり防止区域	・地すべり等防止法	・地下水を誘致する行為 ・のり切、切土 等	知事の許可
・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・木竹の伐採 ・切土、盛土 等	知事の許可
・土砂災害計画区域のうち土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特定開発行為	知事の許可
・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域	・宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年度施行予定）	・宅地造成 ・特定盛土 ・土石の堆積	知事の許可 (特定盛土等規制区域においては知事への届出)
・国立公園 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	・自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	環境大臣の許可
・国定公園 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	・自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	知事の許可
・都道府県立自然公園 (第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	・自然公園法 (都道府県条例)	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	知事の許可
・原生自然環境保全地域	・自然環境保全法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	環境大臣の許可
・自然環境保全地域 (特別地区)	・自然環境保全法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	環境大臣の許可
・都道府県自然環境保全地域 (特別地区)	・自然環境保全法 (都道府県条例)	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	知事の許可
・鳥獣保護区 (国指定特別保護地区、都道府県指定特別保護地区)	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 等	環境大臣の許可 (都道府県指定特別保護地区においては知事の許可)
・都市計画区風致地区	・都市計画法 (都道府県条例)	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	知事の許可

・特別母樹林	・林業種苗法	・樹木の伐採	農林水産大臣の許可
・史跡名勝天然記念物	・文化財保護法	・史跡名勝天然記念物の現状変更 等	文化庁長官の許可
・特別緑地保全地区	・都市緑地法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	知事の許可
・生息地等保護区 (管理地区)	・絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保存に関する法律	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	環境大臣の許可
・漁業法に基づく制限林	・漁業法	・木竹若しくは土石の除去	知事の許可
・歴史的風土特別保存地区	・古都における歴史的 風土の保存に関する 特別措置法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	知事の許可
・第一種歴史的風土保存 地区 ・第二種歴史的風土保存 地区	・明日香村における歴 史的風土の保存及び 生活環境の整備等に関する特別措置法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	知事の許可

※ここに列挙した立木の伐採等に係る法規制は、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）附録第 5 号の別表 3 で示しているものです。このほか、立木の伐採等に関して、自治体が定める条例等による許可等が必要な場合があります。

※知事の許認可に係る権限については、市区町村に移譲している場合があります。